

7. 本学著作権処理の現状と課題

電子図書館やドキュメントのデジタル化に関する著作権の問題については、すでに多くの文献が存在している。しかし、国民的高揚とそのための法整備はなかなか進んでいない。その最大の理由が、コンピュータ通信とマルチメディアコンテンツの配信が人類史上未経験の分野であり、従来の概念では取扱いが難しい点にある。

文化庁においては、マルチメディアに関する著作権問題を検討するため、著作権審議会に小委員会が設けられ検討が重ねられている。電子図書館に関連する著作権問題もここで議論されているが、結論を得て著作権法が改正されるまでには、まだまだ時間が必要であると推察される。

一方、本学では平成8年4月から電子図書館を運用しており、この問題は緊急の課題である。この問題については、学内に著作権専門部会を設置し、慎重かつ忍耐強く著作権者等と交渉している。

7.1 本学著作権処理の基本方針

本学は、電子図書館の構築にあたり、以下の基本方針の基に著作権問題の処理に当たっている。

7.1.1 現行著作権法の尊重

当然のことだが、現行の著作権法の範囲内で個々の著作権者に許諾を得ることを第一としている。

7.1.2 著作権者の利益に配慮した運用

これまで、本学から多数の学協会、出版社に著作権の許諾依頼を行ったが、「マルチメディア」社会の動向とともに、今本学に許諾すれば、将来どのような影響が出るのかわからないので待つてほしい、という回答が多い結果となっている。

本学が国内初の実用電子図書館であり、時代の草分けのような依頼をしている以上、著作権者の立場を考慮して著作権者との間に協定を結んでいる。

例えば

- ・利用者を学内に限定する。
- ・データのダウンロードを制限する。
- ・試行的な性格から、例えば、ある出版社の出版雑誌について、利用者のプライバシーに反しない範囲での利用統計を提供する。

などである。

本学の電子図書館システムは、きめの細かいアクセス制御や利用統計の集積ができるように設計されているので、著作権者の要望に柔軟に対応できる。(参考資料5-1~3参照)

これにより、電子図書館本来の利便性を損なわず、また著作権者の危惧を最小限に押

さえることができるものとする。

7.1.3 許諾期間の限定

電子図書館をはじめ、マルチメディアの動向が明らかにならない現状では、将来へ向けての不安があり、また、その動向と著作権法の改正が、今後どのように行われるのかも現段階では明確ではない。このような状況から、個々の著作権者に配慮し、期間を限定した試行許諾であってもやむ得ないという方針で臨んでいる。

7.2 電子図書館における著作権法

著作権法においては、「文化的な所産の公正な利用に留意しつつ、著作権者の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」と定めているが、現実の社会においては著作権者の権利の保護とその公正な利用は相反することが多い。

しかし、現行の著作権法において、図書館の公共性を重視し、著作権者の一部の権利が制限されている。たとえば、図書館での所蔵著作物の複製が一定の条件の下に認められていることなどである。

7.2.1 著作権許諾

著作権法では、著作権を構成する権利として、著作者人格権、複製権、放送・有線送信権、上映権などのほか、実演家などの著作者隣接権を定めている。

また、これらの複製権等は著作者が権利を専有すると定められている。

これらのことから、本学の電子図書館で利用する資料（図書・雑誌など）をデータベース化（電子化）することについては、個々の著作者（著作権者）に個別交渉を行い許諾を得ることとしている。本学の許諾申し入れに対して了承が得られたものについては、協定書、覚書、相手方の承諾書等の形をとっている。

参考*著作権法第21条

著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

著作権法第63条

著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

- 2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

7.2.2 電子図書館に関連する権利

電子図書館に係る具体的な権利は、

- ・元資料からデータベース化（電子化）して蓄積する際の複製権
- ・蓄積した情報をネットワークで流通する際の有線送信権
(但し、構内限りの流通は対象外)
- ・利用者側のプリンターで印刷する際の複製権

が関与する。

7.2.3 著作権許諾料の支払

著作権は知的財産であり、その財産的側面を保護することが著作権法の目的のひとつである。すなわち著作権者の経済的利益を保護することであり、一般的には出版の際の版権料、映画化などの際の原資料などの形態で、作成者（著作権者）に相応の対価が支払われている。

電子図書館の資料として著作物を利用する場合には、ひとつ（1冊）の元資料を多数の利用者が同時利用できることに特徴があり、この面で著作者の経済的利益を損なう可能性が高い。これらのことから、法律的にも、実態的にも電子図書館での著作物の利用許諾には、その利用形態に見合う著作権料を支払うことが必要であり、著作権者から要求があった場合には、応分の料金を支払うこととしている。

7.3 本学での許諾交渉の経過

7.3.1 平成6年度の取組み

- (1) 図書・雑誌などを電子化し利用するためには、著作権法に基づき許諾を得ることが必要であり、個々の著作権者との許諾交渉を具体的に進めるために、平成6年9月12日著作権専門部会を設置し、交渉の基盤となる基本的な依頼文書を作成する。

部会委員を中心にして、特に関わりのある学会・企業などを目途に交渉を開始し、全学教員への協力も要請する。

- (2) 平成6年度末までに雑誌90誌の依頼を行ったところ、企業が発行する技術情報誌のうち7誌の許諾を得る。

7.3.2 平成7年度の取組み

- (1) 出版社への依頼を通じて、相応の著作権料の支払う必要があると考え、平成7年度概算要求において、一定の著作権料の要求を行う。

この著作権料については平成8年度において予算化される。

- (2) 平成7年度には国内の雑誌を中心とした働きかけとともに、外国の学術雑誌への展開を図る。
- (3) 国内の出版社との間で、図書（特に辞書類）を電子媒体での納入を条件とした有償による利用許諾を得る。
- (4) 平成7年度末段階で、図書213冊、雑誌165誌、ビデオ32タイトルの許諾の申込みを行った結果、図書23冊（主として辞典類）、雑誌84誌、ビデオ1タイトルの許諾を得る。

7.3.3 平成8年度の取組み

- (1) 平成8年度に実際に電子図書館が開館したことにより、さらなる展開を図るため、重点的に外国雑誌へのアプローチ、また、図書については、学内教官の著作

物等を優先的に対象とする。

- (2) 複数の外国出版社との間で、電子媒体での納入を条件とした有償（合理的な額と考えられる）による協定を結ぶ。このため、出版社から提供される電子媒体（Plain-Text、PDF、PS形式）から本学のデータベースへの変換システムを新たに開発し、構築する。
- (3) 学内の生産物である修士・博士論文、テクニカルレポート、教材等の電子化について承諾書の様式、取扱い方法等が決定され、電子化作業に着手する。
- (4) 国内出版社への直接交渉のため、東京、九州等に19カ所、延べ12名の職員の派遣を行い、面談による直接交渉を行う。
- (5) 平成8年度においては、電子図書館への社会的関心が高まり約3,800名の見学者があった。その内、多くの学協会、企業研究者の見学者に対して許諾に対する理解を求めたところ、多くの許諾を得る。
- (6) 平成8年度末段階で、図書240冊、雑誌226誌、ビデオ35タイトルの許諾の申込みを行った結果、図書46冊、雑誌124誌、ビデオ4タイトルの許諾を得る。

7.4 現状

実験段階の電子図書館は、国内でも数カ所で行われているが、本格的な大学図書館の電子化は国内初の試みである。このため、特に出版社においては、許諾した場合にビジネス上の問題としてどのような影響を及ぼすのか、著作権者自身が予測できないことから、判断ができないでいるのが現状である。

特に、図書に関しては、1部でも多く販売することが現実的に出版社の経営を支える条件である以上、結果的に同時閲覧が可能となる電子図書館の出現は、経営的な根幹の問題と捉えているようである。また、許諾をするとしても、無償とするのか、有償とするのか、有償とした場合にはその料金の算出根拠をどうするのかを決めかねている。これらのことから、図書に関しては予想以上に許諾が得られない状況である。

7.4.1 利用許諾数

平成9年6月10日現在、図書260冊、雑誌237誌、ビデオ35タイトルの許諾の申込みを行った結果、図書56冊、雑誌139誌、ビデオ4タイトル（シリーズ）の許諾を得ており、その許諾率は、図書21.5%、雑誌58.6%、ビデオ11.4%となっている。特に、雑誌については、着実に伸びると予測している。また、ビデオについては、ビデオ講座の充実を目指す考えである。

7.4.2 本学からの許諾依頼の事項

本学から学協会等に依頼するにあたっては、次の事項に力点を置き理解を求めている。

- 1) 平成8年度の1日当たりの平均アクセス件数が3,600件、その内6割が学外からである。学外者については、本文を表示することは出来ないが、全文検索機能により目次まで参照することが出来るため、その書籍の宣伝効果が生まれ

る。

- 2) 海外の電子図書館が既に運用されており、文部省のプロジェクトとして期待されている。今後の学術研究の支援基盤として欠かせない。
- 3) 無償許諾の場合、許諾したことによる売上部数、学会員の減少等の不都合が生じた場合は、いつでも取り消すことができる。
- 4) 平成8年度の見学者3,800名、テレビ取材4件、新聞掲載22件等、社会的関心の深さがある。

7.4.3 回答保留の理由

本学からの許諾依頼に対して学協会等が保留とする主たる理由は、次のような事項が挙げられる。

- 1) 業界、社内、協会、学会等の取扱いが定まっていない。
- 2) 文部省所管である学術情報センターとどのように異なるのか。
- 3) 著作権は出版社にない、あるいは、規定していない。
- 4) 出版社への利点はどこにあるか。
- 5) 学会員、販売部数の減少の恐れがある。
- 6) 自社で電子化するので、許可出来ない。

7.5 学内からの発信機能の支援

電子化の許諾が比較的容易に得られる学内論文の扱いについて述べる。

例えば、情報科学研究科では、修士・博士論文、テクニカルレポート等は、PSフォーマットで公開するとの方針で、開学時から逐次データベース化しており、著者からの承諾書も得ている。平成8年度にPSフォーマットから図書館システムへ直接入力するソフトウェアが開発されたので、図書館システムの中で検索し、外部からも全文検索できるように現在作業中であり、近くサービスを開始する。

また、バイオサイエンス研究科についても、電子化されているものは同様に、されていないものは冊子体から入力する方針で作業中である。

今後、教材等についても電子化を推進し、また、5.8で述べたように、ビデオ編集機能を大学構成員に開放し、マルチメディアを駆使した情報発信の支援を積極的に推進している。

7.6 今後の課題

著作権は個人の権利を保護するものとして定義されているが、結局のところはビジネスをどう行うかという問題に帰着される。すなわち、既得権益グループと新興グループの葛藤と競争という歴史的事象の繰り返しにすぎない。

本学が行った電子図書館海外調査において、米国では電子図書館の構築は「文化的改革である」と捕らえられていることが明らかになった。すなわち、電子図書館の特徴は

「情報流通の速さ」であり、その速さが大学の教育研究を飛躍的に高めるものと期待できるからである。

現行の国内著作権法においても、立法趣旨はともかく、現実に図書館において一部の権利が制限され、利用者のためにコピー等が許されていることは事実である。電子図書館は、従来の図書館と比べて閲覧の手法と規模が異なるが、目的とするところは何ら変わりはない。したがって、特例的に認められている現行法上の権利の制限を、電子図書館にも適用できるような制度の改革が望まれる。

一方、電子化技術の側面から考察すると、現在の技術は発展途上であるので、いろいろの考え方が生まれつつある。

一つはOn-Line Publicationといわれるもので、出版社自らが電子図書館機能を果たそうとしているもの、さらに、CD-ROMベースのビジネスを指向するもの等々であり、その対応が今後の課題と言える。

従来の学術出版でも、個人負担で購入していたもの（例えば、学会の会誌、ポピュラーな広い読者層をもつ雑誌）と個人負担ではとても無理で、附属図書館に依存していた高額な学術出版（例えば、辞典類、一部の専門誌、学会誌の論文誌）とに分類される。電子化された場合の利用形態も当然それぞれの書籍の性格により異なり得る。附属図書館での電子化許諾料金（購読料 $(1 + \alpha)$ と表される）は、ソフトウェアのサイトライセンスと類似の性格をもつ。この α は書籍の性格、予想読者数と出版社の営業政策などに依存する。今後、近隣の図書館とのコンソーシアムを組むなどの工夫により、 α を妥当な値に抑える必要がある。

現実の電子図書館の構築には、ビジネス上の改革的な事柄を数多く含んでいる。すなわち、紙を主体とした出版は、著者（研究者）→編集（学会または出版社）→印刷→運送→書店→読者という流通経路であるが、究極的にはこれらのすべてがネットワークで流通することとなる。経済的には、技術革新の成果を関係者間でどのように配分するかの問題につきる。

したがって、学会や出版社にとって、電子図書館は営業上の根幹的な問題なのである。このため、今本学に許諾することが、将来の経営上の問題に発展する可能性もあり、特に単行本に関しては許諾が容易には得られない状況である。学会等においては、これらの将来展望に立ち、学会がいかにあるべきかを模索しはじめているが、国内出版社の大勢は今のところ表面的には様子見の方針のようである。これらのことから、短期的な展望としては、先導的な海外出版社、学会等との交渉を積極的に進めるとともに、国内の個々の著作権者との交渉を粘り強く進める以外に方策はないと考えている。文化庁におけるマルチメディアに関する著作権審議会小委員会の動向も見ながら、合理的な著作権処理への取組みを進めていく予定である。

（参考資料3参照）